

背景

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で取りまとめた「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」において、7ワクチンの接種促進及びロタウイルスワクチンの評価の必要性について提言された。
- 今般の予防接種法改正において、3ワクチン(Hib、小児肺炎球菌、HPV)が定期接種の対象疾病に追加されたが、引き続き4ワクチン(水痘、おたふくかぜ、成人肺炎球菌、B型肝炎)及びロタワクチンについて、定期接種化も含めた検討が行われている。
なお、ロタウイルスワクチンについては、平成23年7月にロタリックスが、平成24年1月にロタテックが承認され、既に任意接種として接種が行われているほか、一部自治体において助成事業が実施されている。
- 現在、水痘、おたふくかぜ、成人肺炎球菌、B型肝炎については感染症法の届出対象疾病になっているが、ロタウイルスによる胃腸炎症例については感染性胃腸炎として報告されている。今後、ワクチン接種の影響で、疾病の発生動向は大きく変化する可能性があり、ロタウイルスについても、その動向を十分に把握できる体制を講じておく必要がある。

対応方針

- ロタウイルスワクチン導入の効果が最も顕著に表れるのは、重症ロタウイルス胃腸炎の減少であると推定される。したがって、ロタウイルス胃腸炎を基幹定点の届出対象に追加して、主として重症例の発生動向を把握することによりワクチン評価を行うこととする。
 - ー 入院を要する症例では、殆どの場合、迅速診断キットによる病原体検査が実施されている現状を踏まえ、検査陽性例を届出対象とする。

対応

- 基幹定点*の届出対象疾病に「ロタウイルス胃腸炎」を追加してはどうか。【省令改正】

* 全国約500カ所の内科及び外科の診療科を持ち、小児科医療及び内科医療を提供している300床以上の病院

スケジュール

- 実施時期: 2013年10月を目途としてはどうか。(※感染性胃腸炎は例年初冬から発生数が増加している。)

ロタウイルスサーベイランス変更案のイメージ

【変更前】

ロタウイルス胃腸炎

小児科定点把握

(※感染性胃腸炎として届出)

現状のまま

ロタウイルス
胃腸炎の
基幹定点化

【変更後】

ロタウイルス胃腸炎

小児科定点把握

(※感染性胃腸炎として届出)

基幹定点把握

※ロタウイルス胃腸炎として届出

- ・胃腸炎症状があり、
 - ・迅速診断検査陽性の症例
- を届出対象とする

※ 感染症法施行規則第6条を改正

(参考) 現行の感染症サーベイランスの疾病分類

感染症類型	感 染 症 名 等
1 類 感 染 症	法 エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱
2 類 感 染 症	法 急性灰白髄炎 , ジフテリア , 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る), 結核 , 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。)
3 類 感 染 症	法 腸管出血性大腸菌感染症, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス
4 類 感 染 症	法 E型肝炎, A型肝炎, 黄熱, Q熱, 狂犬病, 炭疽, 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。), ボツリヌス症, マラリア, 野兔病 政令 ウエストナイル熱, エキノコックス症, オウム病, オムスク出血熱, 回帰熱, キャサヌル森林病, コクシジオイデス症, サル痘, 重症熱性血小板減少症候群, 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, チクングニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎 , ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, 鼻疽, ブルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱
5 類 感 染 症	法 <u>インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)</u> , <u>ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)</u> , クリプトスポリジウム症, 後天性免疫不全症候群, 性器クラミジア感染症, 梅毒, 麻しん , <u>メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u> 省令 アメーバ赤痢, RSウイルス感染症, 咽頭結膜熱, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。), クラミジア肺炎 (オウム病を除く。), クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 細菌性髄膜炎, ジアルジア症, 侵襲性インフルエンザ菌感染症 , 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症 , 水痘 , 性器ヘルペスウイルス感染症, 尖圭コンジローマ, 先天性風しん症候群, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 破傷風 , バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 百日咳 , 風しん , ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎, 薬剤耐性アシネトバクター感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎 , 淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	法 新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ

※ 下線の感染症は、定点把握対象疾患

※ 赤字の感染症は、現行及び平成25年からの定期接種対象疾患

※ 青字の感染症は、追加が検討されるワクチン接種対象疾患

(参考) 感染症法に基づく指定届出機関(定点)について

患者定点の設置基準

省令で規定

- ・ 患者数が多く、全数を把握することが困難な感染症は、定点医療機関からの報告により発生動向を把握
- ・ 届出を担当する定点医療機関(病院及び診療所)は、都道府県が指定(指定届出機関)
- ・ 指定届出機関は、保健所管内の人口、医療機関の分布等を勘案し、可能な限り無作為に抽出

【小児科定点】 小児科医療機関から指定 約3,000ヶ所

【インフルエンザ定点】 小児科定点に加え、内科医療機関から指定 約5,000ヶ所

【眼科定点】 眼科医療機関から指定 約700ヶ所

【性感染症定点】 産科、婦人科、産婦人科、性病科、泌尿器科、皮膚科医療機関から指定 約1,000ヶ所

【基幹定点】 内科及び外科の診療科を持ち、小児科医療及び内科医療を提供している300床以上の病院を、2次医療圏毎に1ヶ所以上指定 約500ヶ所

病原体定点の設置基準

局長通知による予算事業

- ・ 患者発生サーベイランスで報告された患者の検体の提供を受け、病原体の動向を監視
- ・ 患者定点として選定された医療機関の中から、都道府県が選定
- ・ 小児科病原体定点(約300ヶ所)、インフルエンザ病原体定点(約500ヶ所)、眼科病原体定点(約70ヶ所)基幹病原体定点(約500ヶ所)がある

(参考) 指定届出機関(定点)における届出対象疾患について

指定届出機関	届出の対象となる感染症名等
小児科定点	RSウイルス感染症、咽頭結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎
インフルエンザ定点	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
眼科定点	急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎
性感染症定点	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症
基幹定点	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除くインフルエンザによる入院患者。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症